

リーガルセキュリティ倶楽部 御中

最高裁判所 広報課

はじめに、裁判員制度についてまとめた記事をホームページに掲載されるなどして、その趣旨や概要についての理解を広めていただいたことについて、心から感謝しております。今回の記事を踏まえて、裁判員制度の意義等について、少し御説明したいと思います。

裁判所は、これまで、適正で迅速な刑事裁判を行うことに努めてきました。しかし、刑事裁判が、検察官や弁護士、そして裁判官という、法律の専門家を中心として行われてきたことから、ややもすると専門的な正確性が重視されて、審理や判決が国民の皆様にとって理解しにくいものと感じられるようになっていたことは否定できないように思います。また、一部の事件とはいえ、審理に長期間を要する事件があり、その点が皆様の信頼を損ねてきた面もあります。

裁判員制度は、このような状況の中で刑事裁判を変えようとするものだとして理解しています。国民の皆様に参加していただくことによって、刑事裁判が皆様にとっても分かりやすく納得のいくものとなり、また、審理がより迅速に行われるようになることが期待されています。いわば、裁判員制度は、国民に対する説明責任を果たす中で、裁判と国民との距離をより近くしていこうという趣旨の下に導入されたものといえようかと思います。

ところで、これまで行われた世論調査や今回の投票の結果を拝見しますと、いつまでかかるか分からない裁判に付き合わされては、自分の仕事や生活が損なわれるのではないかと不安をお持ちの方も多いようです。しかし、新たな制度が導入され、裁判員が参加する裁判について、裁判官と検察官、弁護人が、予め打合せを行い、事件の争点を整理し、裁判にかかる期間を明らかにした上で、裁判員を選任する手続きを行うこととなりました。これにより、多くの事

件では数日で裁判を終えることができますし、きちんとした審理の見通しをもって裁判が始まることが期待されています。

また、法律の専門家でない自分に人を裁くようなことができるのだろうか、裁判官に対して意見を言うことなどできないのではないかという不安をお持ちの方も多いように思われます。確かに、裁判員は、被告人が有罪であるか無罪であるか、有罪の場合にはどのような刑を科すかという判断に参加することになります。しかし、その場合に、難しい公式や理論の会得が求められているわけではありません。裁判では、十分な根拠（証拠）があるかどうかを常識に基づいて検討しているのであって、それは、「いたずらをしたのは、兄か弟か。」

「この人はお金を貸しても返すつもりがあるかどうか。」など、人が日常行っている判断と基本的に違いはないのです。そして、先程述べたとおり、新たな制度の下では、裁判官と検察官、弁護人が予め打合せを行い、問題点を明確にした分かりやすい証拠調べを行います。もちろん、法律的な問題については、裁判官が分かりやすく説明します。裁判員の皆様が、証拠調べの内容に基づき、日常の経験から素朴な疑問や意見を出し、裁判官と議論していけば、裁判の内容は、これまでよりも分かりやすく納得のいくものになるはずです。裁判員6人が裁判官3人とともに知恵を出し合い、一つのチームとなって協働して判断すれば、きっとよい結論を出すことができると考えています。

残念ながら、世論調査の結果をみると、国民の過半数の皆様が、裁判員として参加することに消極的な御意見をお持ちのようです。裁判所としては、以上述べましたような裁判員制度の意義や内容を国民の皆様に正しく御理解いただくとともに、皆様の不安を解消していただけるよう、今後とも、政府や日本弁護士連合会と協力しながら、精力的な広報活動を行っていく所存です。

また、政府や日本弁護士連合会と協力しながら、裁判を充実かつ迅速なものとするなど、国民の皆様が参加可能な裁判手続を実現するとともに、制度の実

施に向けた規則の策定を通じて、少しでも皆様が参加しやすくなるような環境整備に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、裁判員制度の概要及び同制度に関する法律の内容につきましては、法律を所管する法務省のほか、最高裁判所ホームページ裁判員制度コーナー <http://courtdomino2.courts.go.jp/saibanin.nsf> 等を御参照いただければと思います。